

神夕協発第 89 号
令和4年7月19日

神奈川県最低賃金審議会
会長 盛 誠 吾 殿

一般社団法人 神奈川県タクシー協会
会長 伊藤 宏



神奈川県最低賃金額改定に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、神奈川県内のハイヤー・タクシー事業者178社で構成する一般社団法人ですが、令和4年7月1日付け神奈川労働局一般公示第9号でお示しのあった、最低賃金法第25条第5項に基づく意見を下記のとおり提出しますので、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

謹白

記

昨年度は、中央最低賃金審議会において、事実上、政府方針を追認する形で、コロナ禍の状況下にも拘わらず、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げとなりました。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻な状況が続き、神奈川県内においては、この2年間に2度にわたる緊急事態宣言の発令、さらに特措法に基づくまん延防止等重点措置により、県民の外出自粛や、飲食店等への時短営業及び酒類の提供停止並びにイベント開催制限等の要請がなされました。また、その制限解除後においても新型コロナウイルス感染拡大前のタクシー利用状況には戻っておりません。

人流の抑制に大きく影響を受けるタクシー事業については、輸送需要が激減する中、エッセンシャルワーカーとしての事業継続要請もあることから、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、感染症予防対策を徹底し、社会的使命を果たすべく県民の日常的な輸送をはじめ、昨今のワクチン接種会場への輸送などに対応しつつも、大変厳しい経営状況が続いております。

さらに、昨年後半からエネルギー価格が急激に高騰し、この2月からはロシアのウクライナ侵攻の影響で、エネルギー需給がより一層逼迫し、燃料価格の更なる高騰が懸念されており、今や存亡の危機にあります。

これ以上最低賃金が引き上げられれば、事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業をも考えざるを得ないと不安を感じております。

もとより、経済が成長するとともに賃金が引き上げられ、労働者の生活がより豊かになることは、我々タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、まだまだ続く予想されるコロナ禍における事業者の経営実態を超える引き上げは到底受け入れられるものではありません。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお御斟酌を賜りますとともに、タクシー事業の実情に御理解を賜り、慎重の上にも慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。